

令和 7 年 5 月 定例総会議事録

日 時 令和 7 年 5 月 30 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場 所 小林中央公民館 大集会室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	渕上 憲明	22	井 野 実	23	高 岩 昭 市
24	下 村 勲	25	指 宿 浩 利	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	牟田奈穂子	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	荏 野 忠 義	34	大久津和幸	35	新 竹 正 男
36	武 田 善 昭	37	福 本 正 三	38	園 田 友 弘		

事務局

事務局長	村岡浩二	主 幹	藤崎浩一	主 幹	山 中 猛	主 幹	宮永昌和
主 査	池田尚樹	主 査	橋谷理己				

議 題

議案第 33 号	農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
議案第 34 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
議案第 35 号	農用地利用集積等促進計画について（貸借権）
議案第 36 号	農用地利用集積等促進計画について（所有権）
議案第 37 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転設定許可申請書進達について
議案第 38 号	非農地証明願承認について

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 5 月の行事実績及び 6 月の行事予定を報告します。

(5 月の行事実績及び 6 月の行事予定の報告)

事務局 それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和 7 年 5 月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は議案が第 33 号から第 38 号の 51 件でございます。それでは、農業委員会規則第 6 条により瀬戸山会長に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 3 番棚橋委員、5 番上仮屋委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案 33 第号 1 番朗読)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので、5 月 20 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借です。

1 番、農業者年金受給のため。20 年間、再設定です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 34 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。

議長 それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 今月の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 4 小委員会に付託されましたので、5 月 20 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。

番号 1 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 141,044 円。

番号 2 番、知人から贈与を受けるものです。

番号 3 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 72,202 円。

番号 4 番、祖母から贈与を受けるものです。営農計画書添付です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。

番号 5 番、申請地を購入し、営農を行う。10a あたり 66,028 円、営農計画書添付です。

番号 6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 78,493 円。

番号 7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 170,261 円。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 35 号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 35 号、農用地利用集積等促進計画について

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画貸借権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 35 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

5 番 小林地区は計 17 件、田 43,311 m²、畑 53,341 m²、計 96,652 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 野尻地区は計 18 件、田 54,767 m²、畑 63,957 m²、計 118,724 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 35 号、農用地利用集積等促進計画について、貸借権について計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。

続きまして、議案第 36 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 36 号、農用地利用集積等促進計画について

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画所有権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 36 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 一般事業、即売です。対価 300,000 円です。
支援事業、即売です。対価 300,000 円です。
合計 2 件、田 3,645 m²、畑 3,310 m²、計 6,955 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 36 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見
書を付して進達するものとする。

(議案第 37 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 5 条・非農地証明の事前審査を第 5 小委員会に付託されました。
5 月 21 日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案第 37 号、農地法 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてです。
1 番、79 m²で建物の横の通路としての追認申請です。現地は、周辺に農地は無く、
土地も矮小であることから農業に供するには不向きな土地であります。
しかしながら、小委員会として審議の結果、申請に係る農地の全てを申請に係る
用途に供することが確実と認められないと判断しました。
2 番、転用の理由は、露天駐車場、車の回転場です。10 t 車を 4 台、4 t 車を 2
台使用するそうです。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見
書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 38 号、非農地証明願い承認についてを議題をします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 38 号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 38 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番

議案 38 号、非農地証明願いの承認について。

1 番、須木鳥田町です。国有地に囲まれています。10 年以上耕作されていません。

2 番、南西方十三塚です。住宅地内の鍵型の公衆用道路です。

3 番、細野前之原です。所有者は三重県の方で農地として管理はできません。条件も悪く借り手もない農地です。

4 番、須木下田です。須木庁舎の近くです。傾斜になっており原野ですが、山林に近い状態です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第 38 号、非農地証明願い承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので承認することに決定いたします。

以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

令和 7 年 5 月 30 日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印